大阪府情報公開審査会運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、大阪府情報公開審査会規則（昭和５９年大阪府規則第６６号。以下「規則」という。）第９条の規定に基づき、大阪府情報公開審査会（以下「審査会」という。）における審査請求の調査審議について必要な事項を定める。

（諮問の受理）

第２条　諮問実施機関及び府議会議長（以下「諮問実施機関」という。）の諮問は、会長がこれを受理する。

（調査審議手続）

第３条　会長は、審査請求の調査審議のため必要があると認めるときは、次の事項を行うことができる。

(1)　諮問実施機関に対し相当の期間を定めて、弁明書の提出を要求すること

(2)　審査請求人又は参加人に対し相当の期間を定めて、反論書又は意見書の提出を要求すること

(3)　その他審議手続の準備に関すること

（調査手続の報告）

第４条　大阪府情報公開条例（平成１１年大阪府条例第３９号。以下「条例」という。）第２６条の規定により、審査会が指名した委員は、同条の閲覧、調査等を行った場合は、速やかにその結果を審査会に報告しなければならない。

（議事録）

第５条　審査会の議事録は、審査会の調査、審議の経過及びその概要を記載する。

２　議事録は、会長の確認により確定するものとする。

（答申）

第６条　会長は、審査会の議決を経て、諮問実施機関に答申する。

２　会長は、審査会が答申をしたときは遅滞なく、当該答申の内容を公表する。

（部会）

第７条　第４条及び第５条の規定は、規則第５条第１項の規定により部会を置く場合について準用する。この場合において、第４条及び第５条中「審査会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

２　部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（委任）

第８条　この要領に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要領は、昭和５９年１０月１日から実施する。

附　則

この要領は、平成１２年６月１日から実施する。

附　則

この要領は、平成１４年４月５日から実施する。

附　則

この要領は、平成１５年１０月２４日から実施する。

附　則

この要領は、平成２３年４月１日から実施する。

附　則

この要領は、平成２４年４月１日から実施する。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から実施する。